銅山観光整備事業　足尾銅山観光公衆トイレ解体工事

特記仕様書

Ⅰ　工事概要

１．工事場所　　日光市足尾町通洞地内
２．敷地面積　　468.38 ㎡
３．解体建物概要

建築物名称	構造概要	延べ面積(㎡)
トイレ１	RC 造１階建	39.26 ㎡
トイレ２	RC 造１階建	27.72 ㎡
トイレ３	RC 造１階建	5.28 ㎡

Ⅱ　解体工事仕様

１．共通仕様
　設計書、図面、特記仕様書及び現場説明書（質問回答書を含む）に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官房官庁営繕部制定の「建築物解体工事共通仕様書（令和４年版）」(以下「解体共仕」という。)に準拠し、解体共仕に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築改修工事標準仕様書（令和４年版）(以下、「改修標仕」という。)及び「公共建築工事標準仕様書（令和４年版）」(以下「標仕」という。)に準拠するものとし、優先順位は次による。
（１）質問回答書（(２）から（５）に対するもの）
（２）現場説明書(入札条件書(特記事項)含む)
（３）特記仕様書
（４）図面及び設計書
（５）解体共仕、改修標仕及び標仕
２．特記仕様
（１）項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
（２）特記事項で●印、◎印、・印のある場合の適用は下記による。
　●印の付いた仕様は全て適用する。
　●印の付かない場合は、◎印の付いた仕様を適用する。
　・印のみの仕様は適用しない。
（３）特記事項に記載の（．．．）内表示番号は、解体共仕の当該項目、当該図または表を示す。

１章　一般共通事項

○1-1 適用基準等

◎工事写真撮影ガイドブック（建築工事編及び解体工事編）
　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修(令和５年版)
◎建設副産物適正処理推進要綱　栃木県県土整備部（平成 14 年５月）
◎建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドライン
　国土交通省住宅局策定(平成 15 年７月)
◎建設副産物の管理基準(案)　栃木県県土整備部（平成 20 年４月）

○1-2 工事実績情報システム(CORINS)への登録 (1.1.4)

受注者は、受注時または変更時において工事請負代金が 500 万円以上の工事について、工事実績情報を作成し監督職員の確認を受けた上、登録機関へ登録申請を行う。

○1-3 電気保安技術者の配置 (1.3.3)

・要　◎不要

・1-4 施工条件明示 (1.3.5)

工事用車両の駐車場所　・敷地内　・敷地外（　　）
資機材の置場所　　・敷地内　・敷地外（　　）

○1-5 完成図等 (1.7.2)

◎作成する　　・作成しない
◎完成図　・製本　　提出部数　◎２部　・　部
　複写２つ折り製本、製本サイズは監督員の指示による。
　・ＣＤ－Ｒ　提出部数（　　）部

○1-6 完成写真

◎作成する　　・作成しない。
下記のものを監督職員に提出する。

分類・規格	提出部数	画素数、画質等
・カラーキャビネ版 ・アルバム綴じ（黒表紙金文字入り） ・べた焼き（他に外観正面１ｶｯﾄ５枚(ｶﾗｰｷｬﾋﾞﾈ版)提出	◎２	◎428 万画素以上
・カラーパネル 324×400mm	◎３	
◎電子データ	◎２	◎428万画素以上 ◎350dpi 以上

電子データは JPEG 形式としＣＤ－Ｒにて提出する。
撮影箇所及び箇所数は監督職員との協議による。

○1-7 調査試験に対する協力

（１）受注者は、発注者が自らまたは発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。
（２）受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。
　ア　調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。
　イ　調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象となった場合には、その実施に協力しなければならない。
　ウ　正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成するとともに賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。
　エ　対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

○1-8 火災保険等

火災保険、建設工事保険、組立保険、土木工事保険、請負業者賠償責任保険または傷害保険等のうち１以上に加入する。
契約期間の始期は、材料（仮設、型枠材を除く）搬入時以前とし、終期は、工事目的物（分離発注においては、引き渡しが最後となる工事目的物）の引き渡しの翌日までとする。
保険契約の締結後、その証券又はこれに代わるものを発注者に提示し、確認を受けること。

○1-9 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。
保険契約の締結後、その証券又はこれに代わるものを発注者に提示し、確認を受けること。

○1-10 下請負人の選定及び工事材料の選定

◎受注者は、下請負契約を締結する場合、当該契約の相手方を県内に本店を有する者の中から選定するよう努めること。
◎受注者は、県内で産出、生産または製造される資材等の規格品質等が本設計の仕様に適合すると認められる場合は、優先して使用するよう努めること。

○1-11 電子納品

◎適用基準は「電子納品運用に関するガイドライン(第 11 版)」とする
　設計 CAD ﾃﾞｰﾀの貸与　・無　　◎有（著作者名　◎設計者　・その他（　　））
◎貸与する CAD ﾃﾞｰﾀを該当工事における施工図または完成図の作成のため以外には使用してはならない。
◎書面における署名及び捺印の取り扱いは、監督職員との協議による。

○1-12 交通安全管理 (1.3.7)

受注者は、栃木県公安委員会が定める路線（令和６年５月 31 日以前：平成 21 年９月 30 日栃木県公安委員会告示第 54 号、令和６年６月１日以降：令和５年 11 月 30 日栃木県公安委員会告示第 61 号）の交通誘導を行う場合は、その現場ごとに交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員または二級検定合格警備員を１人以上配置しなければならない。

○1-13 環境対策 (1.3.9)

（１）騒音・振動対策
　受注者は、工事の施工にあたり建設機械を使用する場合は、「低騒音・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成 13 年４月９日国交省告示第 487 号）に基づき指定された建設機械を使用するものとする。ただしこれにより難い場合は監督職員と協議するものとする。
（２）排出ガス対策
　受注者は、工事の施工にあたり「建設機械に関する技術指針」別表第３に掲げる建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成３年 10 月８日付け建設省経発第 249 号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械または同等の建設機械を使用するものとする。ただしこれにより難い場合は監督職員と協議するものとする。
（３）グリーン購入法
　受注者は、資材、工法、建設機械または目的の使用にあたっては、事業毎の特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号。「グリーン購入法」という。）」第 10 条及び「栃木県生活環境の保全等に関する条例」第 63 条で定めた「栃木県グリーン調達推進方針」に定められた特定調達品目の使用を推進するものとする。

・1-14 アスベスト含有分析調査済箇所

調査済箇所（材料名）	含有の有無
	・無　・有（含有物質名：　　）
	・無　・有（含有物質名：　　）
	・無　・有（含有物質名：　　）

○1-15 アスベスト含有建材の調査 (1.4.1)

工事着手に先立ち、あらかじめ関係法令等に基づき、石綿含有建材の事前調査を行う。
平成 18（2006）年９月１日以降に着工した建築物等　・該当する（　　）　・該当しない（　　）

調査箇所（材料名）	調査方法（１材料あたりの採取箇所数）
	◎定性分析（◎３　・　　）・定量分析（・３　・　　）
	◎定性分析（◎３　・　　）・定量分析（・３　・　　）
	◎定性分析（◎３　・　　）・定量分析（・３　・　　）

分析対象　◎アスベスト６種類（アモサイト、クリソタイル、クロシドライト、アクチノライト、アンソフィライト、トレモライト）
分析方法　◎定性分析にあっては JIS A 1481-1 または JIS A 1481-2 により、定量分析にあっては JIS A 1481-3 、JIS A 1481-4 または JIS A 1481-5 による。
貸与資料　・石綿含有建材の調査報告書　・
分析結果については、監督職員に提出すること。

○1-16 施工調査等

着工に先立ち、施工計画作成のための調査を行うこと。
給排水管、ガス管、ケーブル等の埋設が予想される場合は、調査を行うこと。なお、給排水管等を掘り当てた場合は、損傷しないように注意し、必要に応じて、応急処置を行い、監督職員及び関係者と協議すること。また、工事に支障となる障害物を発見した場合は、監督職員と協議すること。ただし、容易に取り除ける障害物はこの限りではない。

○1-17 事故報告

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に報告するとともに、監督職員が指示する様式（工事事故報告書）で指示する期日までに提出しなければならない。
[工事事故等が発生した場合の早期報告の徹底について]
万が一事故等が発生した場合、被災者の救護・現場の安全確保を最優先のうえ、警察・消防・労働基準監督署等関係機関への通報と合わせ、直ちに発注機関へ通報すること。
工事事故等が発生した場合、事故の大小を問わず、直ちに監督職員へ通報すること。
なお、事故発生の速報においては、休日、時間外を問わず行うこととし、資料の有無は問わない。
また、本指示内容については、下請けを含む作業員や資機材運搬業者、交通誘導員等の工事関係者全てに行き届くよう周知徹底すること。

○1-18 不正軽油使用の防止対策

（１）本工事は、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)及び特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成 17 年５月 25 日法律第 51 号)を遵守すること。
（２）本工事で使用しまたは使用させる軽油使用の車両(資機材等の搬出入車両を含む)並びに建設機械等の燃料には規格（ＪＩＳ）に合った軽油を使用すること。また、県が使用燃料の抜き取り調査を行う場合には、現場代理人がこれに立ち会うなど協力を行うこと。

○1-19 過積載対策

ダンプトラック等による過積載等の防止については、次のとおりとする。
（１）積載重量制限を超過して工事用資材を積み込まず、また積込ませないこと。
（２）過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
（３）資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材等の購入等にあたっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
（４）さし枠装着車、物品積載装置の不法改造をしたダンプカー及び不表示車等に土砂を積み込ませず、また積み込ませないこと。並びに工事現場に出入りすることのないようにすること。
（５）過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
（６）取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、またはさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講じること。
（７）「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、同法第 12 条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
（８）下請契約の相手方は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者または業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
（９）（１）～（８）のことにつき、下請業者における受注者を指導すること。

○1-20 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

（１）栃木県が発注する建設工事（以下「発注工事」という。）において、暴力団員等による不当要求または工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
（２）（１）により警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
（３）発注工事において、暴力団員等により不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じるなどの被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。

○1-21 工事の一時中止

（１）契約書第 21 条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。
（２）工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。

・1-22 墜落制止用器具の着用

「労働安全衛生法施行令第 13 条第３項第 28 号」における墜落制止用器具の着用は、「墜落制止用器具の規格」（平成 31 年１月 25 日厚生労働省告示第 11 号）による墜落制止用器具（フルハーネス型墜落制止用器具）とする。

・1-23 建築基準法

工事に先立ち建築基準法第 15 条第１項の規定による除却届を所管行政庁に提出する。なお、届出内容についてあらかじめ監督職員に報告する。

２章　仮設工事

・2-1 監督職員事務所等 (2.3.1)

・設ける　　◎設けない
監督職員理事務所の規模　・10 ㎡程度　・20 ㎡程度　・35 ㎡程度　・65 ㎡程度　・100 ㎡程度
備品　種類・数量（　　）

○2-2 工事用水

構内既存の施設　◎利用できない　・利用できる（◎有償　・無償）

○2-3 工事用電力

構内既存の施設　◎利用できない　・利用できる（◎有償　・無償）

○2-4 騒音・粉じん等の対策 (2.2.1)

騒音粉じん等の対策
◎防音パネル　・防音シート　・メッシュ金網養生シート
設置範囲及び高さ
◎図示　・

・2-5 散水養生

（１）ブレーカー、穿孔機、破砕機、圧破機等による粉塵発生部に常時散水を行う。
（２）解体共仕 3.1.2(ｳ)による転倒解体を行う場合は、転倒解体箇所及びその周辺部に十分な散水を行う。

３章　解体施工

○3-1 浄化槽、排水槽等 (3.2.1)

汚染、汚物等の回収、洗浄、消毒等の措置
・行う　・行わない

・3-2 杭の解体 (3.9.2)

・行う　・行わない
杭の解体工法
　・引き抜き工法　　引抜いた杭の処理（◎図示　・　　）
　・破砕による工法

・3-3 樹木等 (3.11.1)

樹木の伐採伐根及び移植
・行う（図示）　・行わない

・3-4 地下埋設物・埋設配管 (3.12.1)

地下埋設物及び埋設配管の解体
・行う（図示）　・行わない

○3-5 設備機器等 (5.4.1)

解体事前処理（油類タンク）
・解体に先立ち、燃料配管、燃料槽等に残油がないことを確認する。
　必要に応じて残油を抜き取り、燃料を土壌に流出させないように注意する。
・燃料槽等は、洗浄のうえ中和処理を行う。
廃油の処理方法
・焼却
・中間処理
解体事前処理（冷媒）
・冷媒を屋外機にポンプダウンした搬去を行う機器は下記による。

図面番号	記号

・冷媒を回収した後搬去を行う機器は下記による

図面番号	記号

・3-6 屋外設備等

電柱の撤去　・行う（図示）　・行わない
外灯の撤去　・行う（図示）　・行わない

・3-7 解体後の整地 (3.13.1)

解体後の埋戻し及び盛土
・行わない
・行う
　整地高さ　・現状ＧＬ　・図示
　埋戻し及び盛土の材料
　・現場発生土　・他現場の建設発生土の中の良質土
　・山砂の類　　・再生コンクリート砕石
　埋戻し及び盛土に当たっては、各層 30cm 程度毎に締め固めること
表層の砂利敷き
・行わない　・行う

４章　建設廃棄物処理

・4-1 一般事項

建設副産物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号以下「廃棄物処理法」という。）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成３年法律第 48 号以下「資源有効利用促進法」という。）、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成 12 年法律第 104 号以下「建設リサイクル法」という。）、「建設副産物適正処理推進要綱」その他関係法令によるほか、下記により構外に搬出し適切に処理する。
（１）建設副産物実態調査要領に基づき、本工事に係る再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含めて提出するとともに、法令等に基づき、工事現場の公衆が見やすい場所に掲げること。また、工事完成後速やかに上記計画書の実施状況について、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し提出すること。なお、これらの記録を工事完成後１年間保存しておくこと。
（２）建設副産物の処理に先立ち、あらかじめ監督職員に確認を受けた「建設副産物処理承認申請書」を提出すること。
（３）建設副産物の処分にあたって、提出事業者（元請業者）は処理業者と建設副産物処理委託契約を締結し、その契約書の写しを提出すること。なお、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に、収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、その契約書の写しを提出すること。
（４）建設副産物処理完了後速やかに「建設副産物処理調書」を作成し、監督職員に提出するとともに、実際に要した処理等を証明する資料（受け入れ伝票、写真、位置図、経路図等）を提示し確認を受けること。
（５）建設廃棄物については、産業廃棄物処理における「産業廃棄物管理票（マニフェスト）」の交付されたもの及び回収した各票を監督職員に提示し確認を受けること。なお、回収したマニフェストについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法を踏まえて適切に保存すること。
◎建設発生土の構外搬出時の処理場所は入札条件書(特記事項)による

・4-2 再資源化等 (4.4.1)

再資源化する建設廃棄物の種類
◎コンクリート
・コンクリート及び鉄からなる建設資材
（ＰＣ板、コンクリート平板、コンクリート二次製品）
◎木材
・木材（縮減）
◎アスファルトコンクリート
・金属類
・小形二次電池
・蛍光ランプ、ＨＩＤランプ
・硬質ポリ塩化ビニル管・継手
・ガラス

・4-3 現場利用する再資源化された建設廃棄物 (4.4.1)

名称	仕様	数量	備考
・現場再生クラッシャーラン			

・4-4 産業廃棄物広域認定制度の活用 (4.4.2)

種類	所在地

・4-5 最終処分する建設廃棄物 (4.4.3)

名称	仕様	数量	備考

工事名称	銅山観光整備事業　足尾銅山観光公衆トイレ解体工事	
図面名称／縮尺	特記仕様書（その１）	図面番号
設計年月日	令和６年３月６日	A－01
設計者		
発注者	日光市足尾観光課	

（栃木県 R6.4）